

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- I. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
および「業務の適正を確保する体制」
- II. 連結計算書類の連結注記表
- III. 計算書類の個別注記表

〔 2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで 〕

法令及び定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.hokuhoku-fg.co.jp/stocks/generalmeeting/>)に掲載することに
より、株主の皆さんに提供しております。

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ[®]

I. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」

1. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第1回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 1,877 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,770 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2012年11月29日から2042年11月28日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	2名 (新株予約権の個数 491 個)
	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第2回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 1,670 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,700 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2013年8月14日から2043年8月13日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	3名 (新株予約権の個数 582 個)
	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第3回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 1,560 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,600 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2014年7月12日から2044年7月11日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	3名 (新株予約権の個数 529 個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第4回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 1,696 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,960 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2015年7月15日から 2045年7月14日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	3名 (新株予約権の個数 403 個)
	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第5回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 5,439 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,390 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2016年8月13日から 2046年8月12日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	3名 (新株予約権の個数 996 個)
	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第6回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 4,613 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,130 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2017年7月15日から 2047年7月14日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	4名 (新株予約権の個数 863 個)

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第7回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 7,646 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 76,460 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2018年7月12日から 2048年7月11日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	5名 (新株予約権の個数 1,243 個)
	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 11,461 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 114,610 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2019年7月11日から 2049年7月10日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	7名 (新株予約権の個数 2,114 個)
社外取締役（監査等委員を除く）	—	
監査等委員	—	

(注) 2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による影響を勘案しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者的人数
使用人	—	
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人 (当社の取締役を兼務している者6名を含む)	<p>①名称 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の数 11,461 個</p> <p>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 114,610 株</p> <p>④新株予約権の行使期間 2019年7月11日から2049年7月10日まで</p> <p>⑤権利行使価格（1株当たり） 1円</p> <p>⑥新株予約権の主な行使条件 当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	36名 (新株予約権の個数 9,347 個)

2. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の決議の内容

当社は、2020年度における業務の適正を確保する体制について、2020年2月21日開催の取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ・取締役会は、取締役候補の選定にあたっては、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図ります。
- ・取締役会は、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、社外取締役が連携して当社の重要事項への適切な助言・関与等が行える体制を整備します。
- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンス規定」を策定します。また、統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の維持・強化を図ります。
- ・取締役会は、年度毎に実践計画として「コンプライアンスプログラム」を策定し、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング防止等を徹底します。
- ・取締役会は、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された通報・相談窓口に報告する体制を整備します。
- ・取締役会は、年度毎に「監査の基本方針」を策定し、これに基づき内部監査部門に、当社及びグループ会社の法令等遵守態勢の監査を行わせ、その結果を、取締役会及び監査等委員会等に報告させます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会は、取締役会規定及び文書管理規定等により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う体制を整備します。取締役は、これらの文書等を常時閲覧することができるものとします。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・取締役会は、当社及びグループ各社を取り巻く様々なリスクの存在とそのコントロールの重要性を認識し、「リスク管理の基本方針」及び「リスク管理基本規定」を策定します。また、統括部署を設置し、グループ会社経営に付随する各種リスクを正しく認識・把握し、かつ適切な管理・運用を行うことによってグループ経営の健全性を確保する体制を整備します。
- ・取締役会は、災害等の不測の事態や危機に備えて、「コンティンジェンシープラン」等を策定し、危機管理体制を確立します。
- ・グループ各社は、当該基本方針に則り、各社のリスク管理部署の緊密な連携により、適切なリスク管理を実施します。
- ・取締役会は、年度毎に「監査の基本方針」を策定し、これに基づき内部監査部門に、当社及びグループ会社のリスク管理態勢の監査を行わせ、その結果を、取締役会及び監査等委員会等に報告させます。

④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定します。
- ・取締役会は、基本職務及び業務機構・分掌事項の大綱などの組織に関する基準を定め、当社及び

グループ各社の業務執行が組織的かつ効率的に行われる体制を整備します。

- ・経営会議は、取締役会から業務の執行について委任を受け、定められた職務分掌に基づき、迅速かつ効率的に業務を執行します。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・取締役会は、財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態および経営成績について真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備します。

⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・取締役会は、グループ経営管理規定を定め、グループ各社が重要事項について当社へ付議・報告する体制を整備し、内部監査部門から法令等遵守・リスク管理の状況及び業務の適切性・有効性についての監査結果の報告を受け、グループ全体の経営管理を行います。
- ・取締役会は、グループ内取引等に関する管理体制の明確化及びグループ全体としての健全経営の堅持を目的に「グループ内取引に関する規定」を定め、同規則に基づいた運営及び管理を行います。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・取締役会は、監査等委員会の監査業務の遂行を補助するために、独立性や実効性等に配慮し監査等委員が直接指揮命令できる専任の使用人を配置します。
- ・取締役会は、当該使用人の人事異動・懲戒等については、予め監査等委員会の同意を得ることとします。

⑧ 当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社及びグループ会社の役職員は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実を直接あるいは間接的に監査等委員会に報告します。
- ・取締役会は、規定に基づく当社内の報告又はグループ会社から当社に対する報告について、選定監査等委員へ報告される体制を整備します。
- ・監査等委員会または選定監査等委員は、必要に応じて当社及びグループ会社の役職員に対し報告を求めることができます。
- ・取締役会は、当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告・相談又は調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように体制を整備します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会が実効性ある監査職務を円滑に遂行するための体制整備を求めた場合は十分に協議し対応します。
- ・選定監査等委員は、経営会議等の重要な会議へ出席することができます。また、監査等委員会または選定監査等委員は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を行うほか、内部監査部門、その他内部統制機能を所管する部署と緊密な協力・連携関係を保ち、定期的かつ隨時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができます。
- ・監査等委員は、監査等委員会の職務の執行上必要と認める費用については、会社に請求することができます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会（11回開催）は、取締役12名（うち社外取締役4名）で構成され、経営の基本方針や業務執行に関する各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行いました。
- ・社外取締役は、全員、独立役員として届出しており、取締役会における活発な意見交換を通して、監督機能、牽制機能を担っています。
- ・コーポレート・ガバナンス委員会（4回開催）は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）で構成され、取締役会での議案等、当社の重要事項について助言・関与が行われました。
- ・当社及びグループ会社の役職員は、朝礼や各種会議等の場でコンプライアンス・マニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンスの徹底を図り、誠実かつ公正な業務を遂行しています。
- ・取締役会が策定した「コンプライアンスプログラム」の取組状況について、統括部署であるリスク管理グループが、「実施状況」「定着状況」の観点で評価し、プログラムの改善を行うとともに、経営会議等に報告しています。また、反社会的勢力対応として、子銀行の預金規定、融資約定書等に暴排条項を反映するとともに、反社情報照会データベースの情報共有化を図り、新規口座開設の未然防止や弁護士と連携した既存取引の解消に取り組んでいます。
- ・アンチ・マネー・ローンダーリング態勢として、子銀行にAML専担者等を配置しているほか、規定等の整備、取引のモニタリング、疑わしい取引に関する方針の見直しを行い、リスクベースアプローチによる監査を行っています。加えて、金融庁が公表している「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に照らしてグループの取り組み態勢を再評価して対応事項を洗い出しし、改善に取り組んでいます。
- ・当社及びグループ会社は、内部通報規定により当社常勤監査等委員や外部弁護士を含む複数の通報・相談窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図っています。
- ・取締役会が策定した「監査の基本方針」に基づき、内部監査部門である監査グループが、当社及びグループ会社の法令等遵守態勢の監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会等に報告しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録は、取締役会規定に基づき、保存期間や保存場所を定めて保存・管理されているほか、その他の取締役の職務の執行に係る情報についても、諸規定に基づき適切に保存・管理されています。また、これらの文書等は、取締役が常時閲覧することが可能な体制を整備しています。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・経営会議は、子銀行のALM・リスク管理委員会等におけるリスク管理に関する報告を受けています。取締役会は、リスク管理態勢についての内部監査結果に関する報告を受けています。これらの報告を踏まえて、リスクの状況に応じたルール見直し等を図るとともに、相互牽制機能が有效地に働く体制を整備しています。
- ・コンティンジェンシープランでは、人命の安全、取引先・グループ会社の財産保全を最優先する基本方針のもと業務を可能な限り継続することとし、重要業務、復旧目標時間を設定し緊急事態発生時にグループ総合対策本部を設置することとしています。
- ・当社及びグループ各社では、大規模災害等を想定したBCP訓練を複数回実施し、訓練結果の検証に基づき、改善に向けた体制整備に取り組んでいます。
- ・取締役会が策定した「監査の基本方針」に基づき、監査グループが当社及びグループ会社のリスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会等に報告しています。

④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「ALL for the Region」を策定しており、定期的にその進捗状況の報告を受け、当社グループの業績や主要事項の進捗管理を行っています。
- ・取締役会の決議に基づく経営会議での業務執行、業務分掌規定等で定められた役職員への適切な権限移譲により、効率的かつ実効性のある運用がなされています。
- ・当社の取締役会・経営会議において、役員会議システムを導入し業務効率化と情報管理の徹底を図っています。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・取締役会が定めた財務報告に係る内部統制評価の基本方針に基づき、監査グループが当社及び子銀行その他子会社における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、経営会議に報告しています。

⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ各社は、グループ経営管理規定に基づき、当社に対し重要事項について付議・報告を適切に行ってています。また、監査グループは、リスクベースアプローチに基づく法令等遵守・リスク管理の状況と、業務の適切性・有効性を監査し、結果を取締役会に報告しています。これらの報告を受け、取締役会は当社を中心とした経営管理体制の下、適切な管理を行っています。
- ・グループ内取引に関しては、リスク管理グループが「グループ内取引に関する規定」に基づき報告等を求め、グループ内取引を網羅的に把握し、不適切な取引がないことを点検しています。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・取締役会は、独立性や実効性等に配慮し、監査等委員が直接指揮命令できる専任のスタッフ1名を配置しております。
- ・当該スタッフの人事異動や採用等について、監査等委員会に事前に同意を得て、実施することとしています。

⑧ 当社及びグループ会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社及びグループ会社の役職員が、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実として、直接・間接を問わず報告した内容については、監査等委員会に回付されています。
- ・監査等委員会への実効的な報告・情報提供体制を整備し、取締役会議案は、各監査等委員が十分検討できる時間的余裕をもって回付されています。また、規定に基づいて行われた当社内の報告又はグループ会社から当社に対する報告についても、選定監査等委員へ回付されています。
- ・内部通報規定により、通報・相談または調査に協力したこと理由として、通報・相談窓口の利用者または調査に協力した者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定めています。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ・選定監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、監査等委員会への報告を定期的に実施しています。また、監査等委員会または選定監査等委員は代表取締役および外部監査人と定期的に会合を開催しています。加えて、監査グループ、リスク管理グループから報告を受け、情報交換を行っています。
- ・監査等委員が外部専門家の助言を受けるための費用や外部の研修等を受けるために要した費用は会社から速やかに償還を受けています。

II. 連結計算書類の連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 12社
主要な会社名
株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等 7社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連法人等 1社
会社名
ほくほくキャピタル株式会社
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
 - (3) 持分法非適用の関連法人等 1社
持分法非適用の非連結の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、20年間で均等償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについ

では移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(イ)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 6年～50年

その他： 3年～20年

銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,565百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、当社及び銀行業を営む連結される子会社の役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年又は9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、銀行業を営む連結子会社以外の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 当社並びに銀行業を営む連結される子会社以外の連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

14. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,196 百万円、延滞債権額は 131,319 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 367 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,767 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 155,651 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,036 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	749,462 百万円
貸出金	653,398 百万円

担保資産に対応する債務

預金	28,280 百万円
コールマネー	45,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	294,641 百万円
借用金	822,015 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 2,006 百万円、その他資産（現金）105,219 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 6,151 百万円、保証金 4,348 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,447,305 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 2,320,671 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、株式会社北陸銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係

る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,982百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 103,037百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 5,738百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は170,406百万円あります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、534百万円あります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、国債等債券売却益9,258百万円を含んでおります。

2. 「その他経常収益」には、株式等売却益5,797百万円を含んでおります。

3. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損592百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却458百万円、株式等売却損4,982百万円、株式等償却3,081百万円、債権売却損404百万円を含んでおります。

5. 以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
北海道	営業用店舗 3か所	土地及び建物等	115
	遊休資産 5か所	土地及び建物等	225
北陸三県	営業用店舗 6か所	土地及び建物等	397
	遊休資産 9か所	土地及び建物等	158
その他	遊休資産 2か所	土地及び建物等	18
合計	—	—	915

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

銀行業を営む連結される子会社は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。本部、コンピューターセンター、寮・社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。上記以外の連結子会社については各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。なお、処分予定資産及び遊休資産については、各社、各資産単位でグルーピングしております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方をしております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.11%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	132,163	—	—	132,163	
第1回第5種優先株式	107,432	—	10,734	96,698	注1
合 計	239,595	—	10,734	228,861	
自己株式					
普通株式	1,038	7	46	999	注2
第1回第5種優先株式	2	10,742	10,734	11	注3
合 計	1,040	10,750	10,780	1,010	

(注) 1. 第1回第5種優先株式の発行済株式の株式数の減少 10,734 千株は、消却であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加 7 千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少 46 千株は、ストック・オプションの行使等による減少であります。

3. 第1回第5種優先株式の自己株式の株式数の増加 10,742 千株は取得であり、減少 10,734 千株は消却であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—			—	497	
	合計		—			—	497	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,770百万円	44.00円	2019年3月31日	2019年6月24日
	第1回第5種 優先株式	805百万円	7.50円	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月8日 取締役会	第1回第5種 優先株式	805百万円	7.50円	2019年9月30日	2019年12月10日
合 計		7,381百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	5,247百万円	利益剰余金	40.00円	2020年3月31日	2020年6月24日
第1回第5種 優先株式	725百万円	利益剰余金	7.50円	2020年3月31日	2020年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出業務等の銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。

貸出につきましては、地域経済との共栄を目指し、健全かつ適切な貸出運用を図るとともに信用リスク管理の強化に努めております。有価証券につきましては、リスク管理方針・規定等に基づいた厳格な運用を行っております。預金につきましては、地域のみなさまへの金融サービスの拡充に努めることで、安定的な調達を目指しております。借用金及び社債は、中長期的な資金調達としております。

当社グループが保有する貸出金等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金、有価証券であります。貸出金につきましては、お取引先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被る信用リスクに晒されており、有価証券につきましても、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、いずれも適切なリスク分散を図るよう努めています。

金融負債である預金や借用金等は、市場環境の急変や当社グループの財務内容の悪化等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるなどの流動性リスクに晒されております。

株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引等の通貨関連デリバティブ取引や、金利スワップ・金利先物・金利キャップ取引等の金利関連デリバティブ取引を、各行自身のALM目的と、お取引先の多様なニーズに応える目的で利用しております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

ただし、当社グループが保有する金融資産・金融負債で著しくリスクが高いものや、時価の変動率が高い特殊なデリバティブ取引の取り扱いはありません。

なお、株式会社北陸銀行では一部の資産・負債をヘッジ対象として金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しておりますが、ヘッジ会計の適用に際しては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体管理するとともに、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行では、リスク管理部署を設置して「リスク管理基本規程」及びリスクに関する各種管理規定を定め、ALM・リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理を行っております。

① 信用リスクの管理

信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規定」等各種規定類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク管理のための与信限度ラインの設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測ならびに取締役会へのリスク状況の報告等を実施しております。

具体的には、個別案件毎に営業店が的確に分析・審査を行い、営業店長の権限を越える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて営業店への適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

「市場リスク管理規定」等を定め、ALM・リスク管理委員会を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めています。

i 金利リスクの管理

「金利リスク管理規定」等の諸規定にリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理部署が定期的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により金利リスク量をモニタリングするとともに、その結果をALM・リスク管理委員会に報告・協議し、必要な対策を講じる体制としております。また、金利リスクを適切にコントロール

するために、金利リスク量に対する各種限度額を設定・管理し、ALMの観点から金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を利用して金利リスクの軽減を図っております。

ii 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを管理し、通貨スワップ等を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

iii 價格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有にあたり、経営会議等で定めた方針に基づき、取締役会の監督の下、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。なお、両行が保有している株式の多くは、政策保有目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、有価証券については、バリュー・アット・リスク（VaR）等を用いて市場リスク量を把握し、規定で定めた各種ルールの遵守状況等が管理されており、取締役会及び経営会議等へ定期的に報告されております。

iv デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価・損益状況・リスク量の計測を行い、一定の限度を超える損失が発生しないように管理しております。

v 市場リスクに係る定量的情報

当社グループでは、市場リスクに係る定量的情報について、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行が、それぞれにおいて算定しております。

(ア) トレーディング目的の金融商品

北陸銀行では、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している通貨関連及び金利関連の一部に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間1,250日）を採用しております。

2020年3月31日現在、北陸銀行のトレーディング業務の市場リスク量（VaR）は119百万円であります。

北海道銀行では、トレーディング目的の金融商品はありません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」、「貸出金」、「債券」、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利スワップション取引、金利キャップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「上場株式」及び「投資信託」であります。当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統計的なリスク計測手法であるVaRにより金利変動リスクや価格変動リスクを統一的に管理しております。

なお、VaRの算定にあたっては、ヒストリカル法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日）を採用し、金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

ただし、北海道銀行では商品有価証券業務（公共債窓販業務等）及び投資有価証券業務として行う特定金外信託運用におけるVaRは、保有期間を10日と定めそれぞれ個別に算定しており、特定金外信託運用におけるVaRは金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

2020年3月31日現在、北陸銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品におけるVaRは57,954百万円であり、北海道銀行におけるトレーディング目的以外の金融商品におけるVaRは15,622百万円、商品有価証券のVaRは14百万円、特定金外信託のVaRは2百万円であります。

また、VaR計測モデルのバックテスティングを定期的に実施し、モデルの妥当性を検証する態勢としており、適切なリスクの把握に努めております。ただし、VaRは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

VaRは統計的な信頼区間（99%）の下で、金融商品を保有する期間に相当する最大損失額ですが、特に金利リスクの影響を受ける主たる金融商品については、補完的なリスク指標として、指標となる金利が100ベース・ポイント（1.00%）上昇を想定した資産負債の時価変動

額（100B P V : 100 ベーシス・ポイント・バリュー）を算出しております。

2020年3月31日現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、北陸銀行では時価が70,325百万円増加し、北海道銀行では時価が18,061百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、金利環境のみが変化する場合を想定しており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規定」に基づいて、運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。具体的には、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。

また、万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるように、流動性リスクの状況をALM・リスク管理委員会で定期的に報告・管理する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2) 参照)。また、重要性の乏しいものは省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,725,025	2,725,025	—
(2) コールローン及び買入手形	59,795	59,795	—
(3) 買入金銭債権(*1)	32,683	32,683	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	206,294	216,751	10,456
その他有価証券	1,579,666	1,579,666	—
(5) 貸出金	8,656,450		
貸倒引当金(*1)	△52,904		
	8,603,545	8,708,651	105,105
資産計	13,207,011	13,322,574	115,562
(1) 預金	11,558,118	11,558,222	104
(2) 譲渡性預金	80,500	80,500	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	294,641	294,641	—
(4) 借用金	827,574	828,429	855
負債計	12,760,834	12,761,793	959
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	176	176	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,304)	(1,304)	(*3) —
デリバティブ取引計	(1,127)	(1,127)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示

しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(* 3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が 1 年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 有価証券

株式は期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらがない場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が 1 年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が 1 年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 買入金銭債権」及び「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	29,522
非上場外国証券(*1)	0
合計	29,523

(*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について6百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	2,589,878	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	59,795	—	—	—	—
買入金銭債権	1,127	5,000	—	—	26,310
有価証券					
満期保有目的の債券	39,016	65,345	35,630	15,976	50,615
その他有価証券のうち満期があるもの	236,696	266,283	200,815	105,971	460,030
貸出金(*)	2,877,722	1,370,996	1,101,553	725,964	2,417,153
合計	5,804,237	1,707,625	1,337,998	847,912	2,954,109

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない134,317百万円、期間の定めのないもの28,743百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(*)	10,603,459	787,429	157,866	4,637	4,725
譲渡性預金	80,500	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	294,641	—	—	—	—
借用金	139,324	325,347	362,387	471	45
合計	11,117,925	1,112,776	520,253	5,108	4,770

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△27

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	64,026	73,740	9,713
	地方債	1,500	1,519	19
	社債	118,983	119,803	819
	小計	184,510	195,063	10,553
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	999	△0
	社債	20,784	20,689	△95
	小計	21,784	21,688	△96
合 計		206,294	216,751	10,456

3. その他有価証券（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 るもの	株式	131,254	51,407	79,846
	債券	732,277	724,521	7,756
	国債	344,350	340,467	3,883
	地方債	271,621	269,956	1,664
	社債	116,305	114,096	2,208
	その他	257,146	239,282	17,863
	外国証券	154,875	143,077	11,797
	その他	102,271	96,204	6,066
	小計	1,120,678	1,015,210	105,467
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	37,111	46,171	△9,059
	債券	293,802	294,987	△1,185
	国債	43,725	43,957	△231
	地方債	202,379	202,918	△539
	社債	47,697	48,111	△414
	その他	160,758	180,264	△19,506
	外国証券	15,352	15,507	△155
	その他	145,405	164,756	△19,350
	小計	491,672	521,423	△29,751
合計		1,612,350	1,536,634	75,715

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	49,437	4,176	3,991
債券	61,570	371	66
国債	25,214	124	44
地方債	34,602	237	22
社債	1,754	9	—
その他	344,888	10,508	1,516
外国証券	220,473	5,531	249
その他	124,414	4,976	1,266
合計	455,897	15,056	5,575

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額

を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,389百万円（株式3,074百万円、社債314百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比 べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30% 超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	14,204	△53

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
その他の金銭の信託	1,850	1,850	—

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 123 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計36名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計35名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 11名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 10名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計34名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 105,850株	当社普通株式 62,950株	当社普通株式 55,400株
付与日	2012年11月28日	2013年8月13日	2014年7月11日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2012年11月29日から 2042年11月28日まで	2013年8月14日から 2043年8月13日まで	2014年7月12日から 2044年7月11日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 5名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 11名 ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計36名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち7名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計37名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 7名 同 執行役員 13名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち7名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 41,730株	当社普通株式 106,200株	当社普通株式 75,960株
付与日	2015年7月14日	2016年8月12日	2017年7月14日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2015年7月15日から 2045年7月14日まで	2016年8月13日から 2046年8月12日まで	2017年7月15日から 2047年7月14日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計37名	当社取締役 7名 北陸銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 北海道銀行取締役 6名 同 執行役員 12名 ただし、当社取締役のうち 6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているので、合計37名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 87,420株	当社普通株式 114,610株
付与日	2018年7月11日	2019年7月10日
権利確定条件	定めがありません。	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。	定めがありません。
権利行使期間	2018年7月12日から 2048年7月11日まで	2019年7月11日から 2049年7月10日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	21,970	19,930	19,550	19,710
権利確定	—	—	—	—
権利行使	3,200	3,230	3,950	2,750
失効	—	—	—	—
未行使残	18,770	16,700	15,600	16,960

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	114,610
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	114,610
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	66,840	55,650	87,420	—
権利確定	—		—	114,610
権利行使	12,450	9,520	10,960	—
失効	—	—	—	—
未行使残	54,390	46,130	76,460	114,610

(注) 2016年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,098	1,098	1,098	1,098
付与日における公正な評価単価(円)	1,080	1,820	2,010	2,650

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,098	1,098	1,098	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,170	1,717	1,353	1,080

(注) 2016年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による影響を反映した金額を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権
株価変動性(注1)	26.703%
予想残存期間(注2)	1年10カ月
予想配当(注3)	44.00円／株
無リスク利子率(注4)	△0.186%

- (注) 1. 予想残存期間（1年10カ月）に対応する期間（2017年9月から2019年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去の役員データにより、平均的な退任時期を見積もっております。
3. 2019年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	4,138円44銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	142円74銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	142円37銭

III. 計算書類の個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
 - (2) 関係会社株式
移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
器具及び備品：4年～10年
 - (2) 無形固定資産
商標権については、10年間の均等償却を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却を行っております。
3. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権（区分掲記されていないもの）	
流動資産	
預金	227 百万円
有価証券（譲渡性預金）	2,550 百万円
固定資産	
投資その他の資産	
その他（立替金）	393 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高	
営業取引（区分掲記されていないもの）	
営業費用	198 百万円
営業取引以外の取引（区分掲記されていないもの）	
営業外収益	0 百万円
営業外費用	0 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,023	7	46	984	注1、2
第1回第5種優先株式	2	10,742	10,734	11	注3、4
合 計	1,025	10,750	10,780	995	

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加 7 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の株式数の減少 46 千株は、ストック・オプションの行使による減少 46 千株、単元未満株主からの売渡請求による減少 0 千株であります。
 3. 第1回第5種優先株式の増加 10,742 千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。
 4. 第1回第5種優先株式の減少 10,734 千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 北陸銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	譲渡性預金の預入（注1）	2,961	有価証券	2,550
				譲渡性預金利息の受取（注2）	0	—	—
				配当金の受取	806	—	—
				経営管理料の受取（注3）	333	—	—
				事務協力費の支払（注4）	103	—	—
子会社	株式会社 北海道銀行	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	経営管理料の受取（注3）	204	—	—
				事務協力費の支払（注4）	83	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 譲渡性預金取引の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

注2 譲渡性預金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

注3 経営管理料は「グループ経営管理契約書」に基づいて受入しております。

注4 事務協力費は当社への出向者の人件費であります。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額 1,361 円 01 銭

2. 1 株当たり当期純利益金額 △5 円 54 銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は、1 株当たり当期純損失を計上しているため、記載していません。